

第1回
(仮称) 茨木市地域コミュニティ基本指針検討委員会

次 第

日 時 平成23年6月24日(金) 午後4時30分
場 所 市役所 南館10階 大会議室

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ(委嘱状交付)
- 3 委員等紹介
 - (1) 各委員
 - (2) 市職員(事務局)
 - (3) コーディネーター
- 4 委員長等選出
 - ・ 委員長
 - ・ 副委員長
- 5 協 議
 - (1) 会議公開、非公開について
 - (2) 指針の概要、茨木市の現況、今後の予定について
- 6 その他
 - 事務連絡等

(仮称) 茨木市地域コミュニティ基本指針検討委員会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験者	齋藤 雅通	立命館大学経営学部 教授
学識経験者	阿部 圭宏	NPO法人 市民熱人 代表
自治会関係者	山口 正弘	茨木市自治会連合会 会長 春日丘地区自治会連合会 会長
自治会関係者	香川 とく子	前 学園北住宅自治会 会長
公民館関係者	秋元 文孝	茨木市立公民館長連絡会 会長
コミュニティセンター関係者	池上 日出雄	豊川コミュニティセンター管理運営委員会 委員長
青少年健全育成運動協議会関係者	浜野 宏樹	青少年健全育成運動協議会 会長連絡会 会長
社会福祉協議会 (地区福祉委員会) 関係者	森下 恭子	水尾地区福祉委員会 委員長
公募市民委員	岡野 清幸	
公募市民委員	上村 智子	

(仮称) 茨木市地域コミュニティ基本指針検討委員会設置要綱

(設置)

- 第1 本市の地域コミュニティの現状を踏まえ、今後の地域コミュニティの在り方や方向性等を協議し、その指針となる(仮称)茨木市地域コミュニティ基本指針の検討を行うための(仮称)茨木市地域コミュニティ基本指針検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2 委員会は、(仮称)茨木市地域コミュニティ基本指針に関する事項について協議し、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

- 第3 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 地域活動を推進する団体に属する者
- (3) 学識経験者

(任期)

- 第4 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

- 第5 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第7 委員会の庶務は、市民生活部において処理する。

(秘密の保持)

- 第8 委員会の委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

- 第9 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

(仮称)茨木市地域コミュニティ基本指針の概要

1.指針策定・検討委員会設置の目的

人々の意識の変化や生活様式の多様化の中で、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、様々な地域課題が山積しているのが現状であります。これらの課題解決とともに、真に豊かで持続可能な地域社会を目指すためには、地域住民が一体となり、市民自らの協議や行動を活かし、行政とともに地域の課題解決に取り組んでいく必要がありますが、これらの課題解決の基礎である地域コミュニティの希薄化が大きな社会問題となっております。そこで、それらを活性化し、時代に合った地域コミュニティを構築していかなければなりません。

茨木市においては、それぞれの地域で活発に地域活動が展開され、また、行政でも地域コミュニティの活性化施策を展開しているところではありますが、ともに共有できる指針となるべきものがないのが現状であります。

そこで、茨木市の地域の現状を踏まえ、そして、将来の茨木市の地域のあるべき姿を見据えた、地域コミュニティの推進に関する基本指針を策定し、市民、地域、行政がともに共有できる地域活性化に向けた道標を定めるものであります。

この指針に基づいて、今後、茨木市全体として、地域コミュニティの活性化の進むべき方向とするものであります。この指針策定にあたっては、市民、専門的知識を有する方、そして、地域活動に携わっていただいている方々で構成する検討委員会のご意見をいただきながら、市長が平成24年度に策定を予定するものであります。

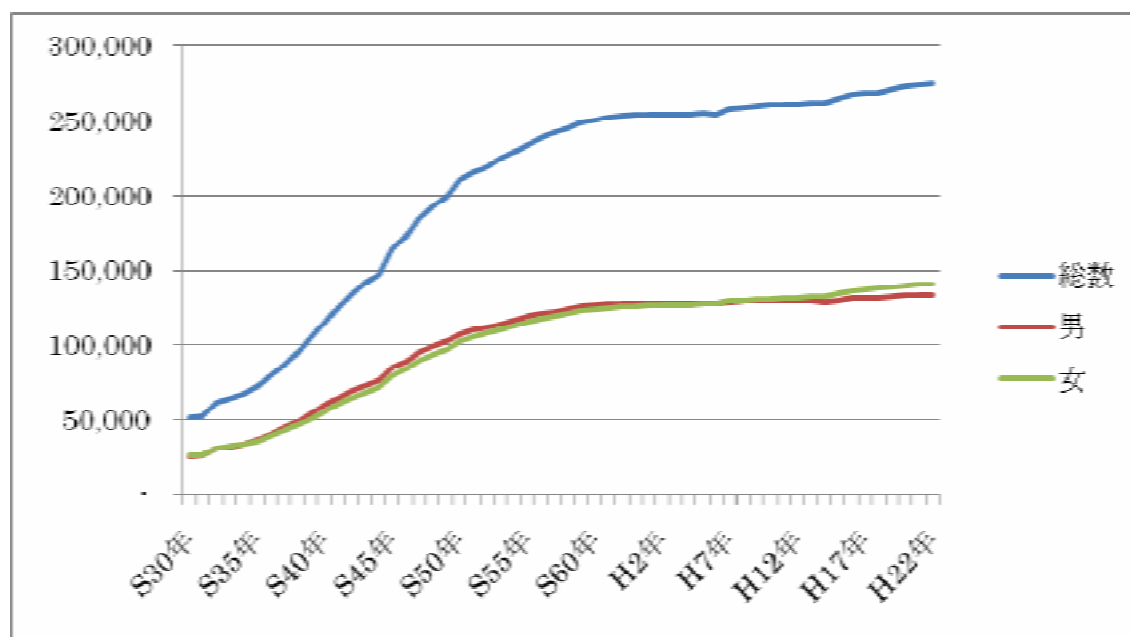
2.検討委員会の予定

	日時	概 要	資料
第1回	6月24日(金) 16:30～17:30	<u>検討委員会発足、概要説明</u> 1.委嘱状交付・市長あいさつ 2.委員長、副委員長の選任 3.指針の概要 4.茨木市の現況 5.今後の予定 6.誰もが暮らしやすい、 活気あふれる地域コミュニティとは	1.次第 2.委員名簿 3.検討委員会設置要綱 ①. 指針の概要等 ②. パンフレット「市民協働で魅力ある”まちづくり”」 ③. 人口や世帯数における茨木市の現況 (高齢化・核家族化・都市人口集中・抑止力低下等の根拠資料) 人口、世帯数推移 年齢別人口 昼間人口 住居形態の変化 自治会加入数の推移 校区別人口、世帯数 他

第 2 回	8 月	<u>地域の現状把握→方向性の検討</u> 1.市民アンケート報告 2.地域各団体の現状と課題の洗い出し 3.取り組むべき方向性の確認 4.その他	1.第 1 回議事録 2.次第 3.アンケート報告書 4.地域団体についての資料 ①茨木市の地域団体と活動概要 ②茨木市の NPO 等の市民活動団体の活動概要 ③集会施設拠点
第 3 回	10 月	<u>地域内連携について</u> 1.地域内連携の必要性、意義 2.地域内連携のエリアの考え方について 3.地域連携における諸団体の役割、機能 4.地域連携を考えていく上での注意点 5.その他	1.第 2 回議事録 2.次第 3.地域内連携に関する資料 (先進事例含む)
第 4 回	11 月	<u>市民と行政との連携について</u> 1.現存の茨木市におけるコミュニティ施策 2.行政からの支援への意見 ①人的支援(地域担当職員制度含む) ②モノ支援(地域活動拠点含む) ③財政支援 ④情報支援 3.その他	1.第 3 回議事録 2.次第 3.コミュニティ 施策関連資料
第 5 回	12 月	<u>今後の方向性について</u> 1.第 1 回～第 4 回までの振り返り 2. 今後の地域への展開について 3.その他	1.第 4 回議事録 2.次第
第 6 回	1 月	<u>コミュニティ基本指針(案)の検討(1)</u> 1.コミュニティ基本指針(案)の検討 検討委員会での協議をもとに作成された 「コミュニティ基本指針(案)」の検討 2.その他	1.第 5 回議事録 2.次第 3.コミュニティ基本指針 (案)
第 7 回	3 月	<u>コミュニティ基本指針(案)の検討(2)</u> 1. パブコメの反映 2. その他	1.第 6 回議事録 2.次第 3.コミュニティ基本指針 (案)・修正版

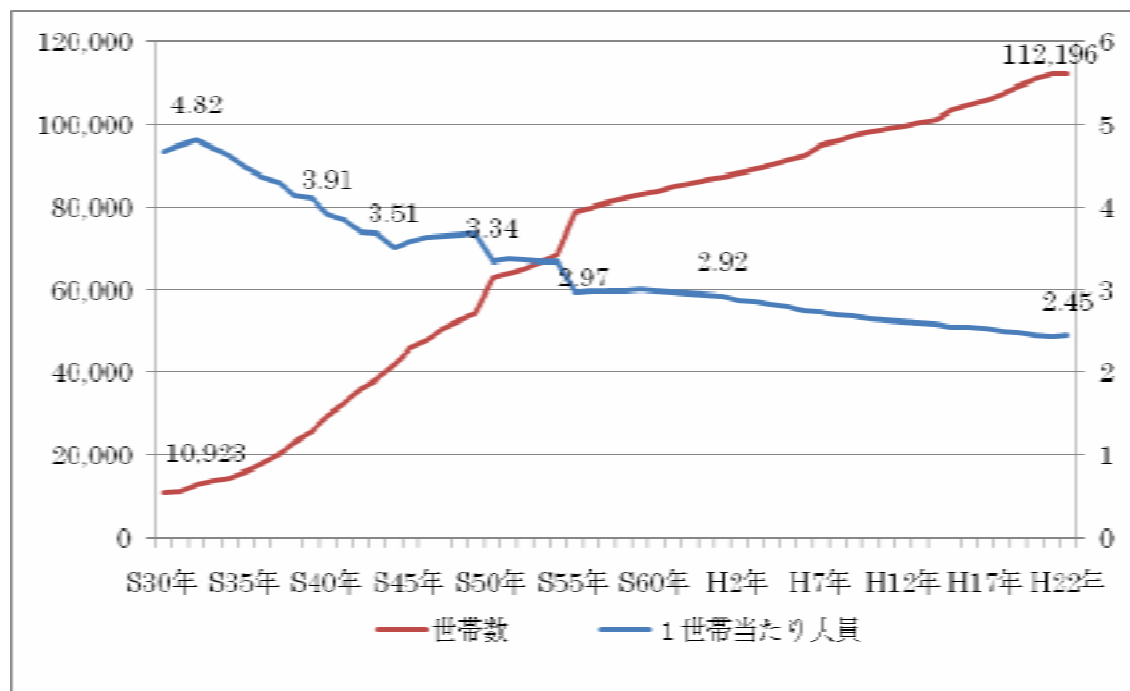
人口や世帯数による茨木市の現況

人口の推移



資料: 国勢調査他

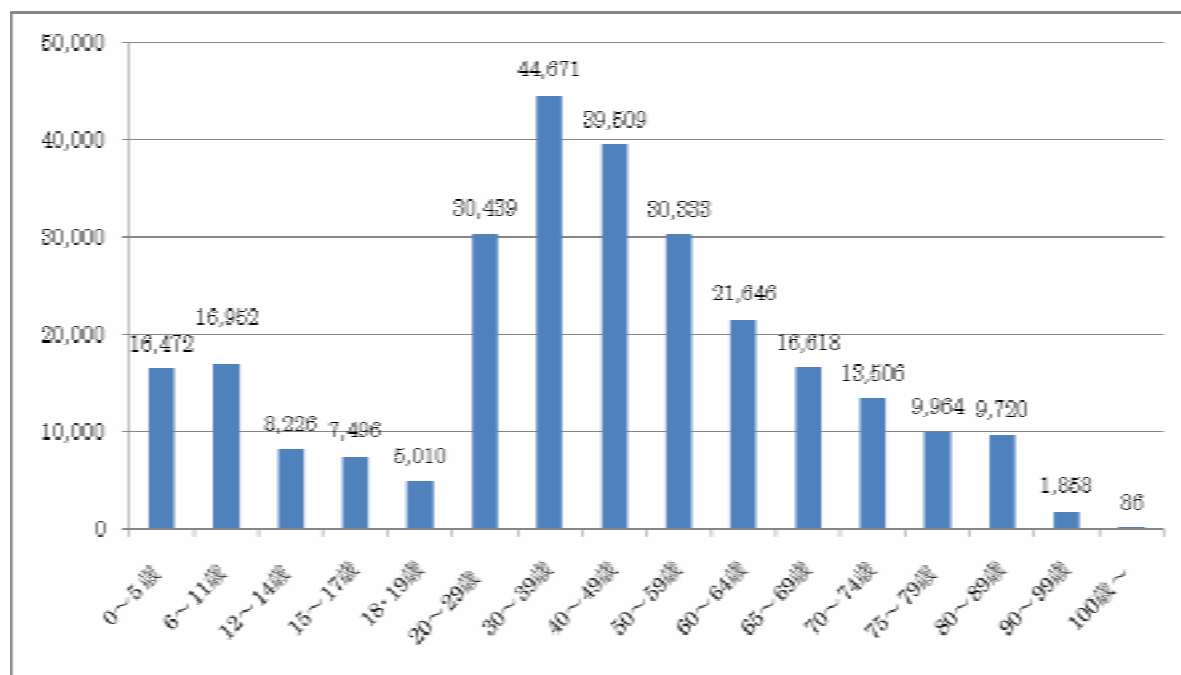
世帯数の推移



資料: 国勢調査他

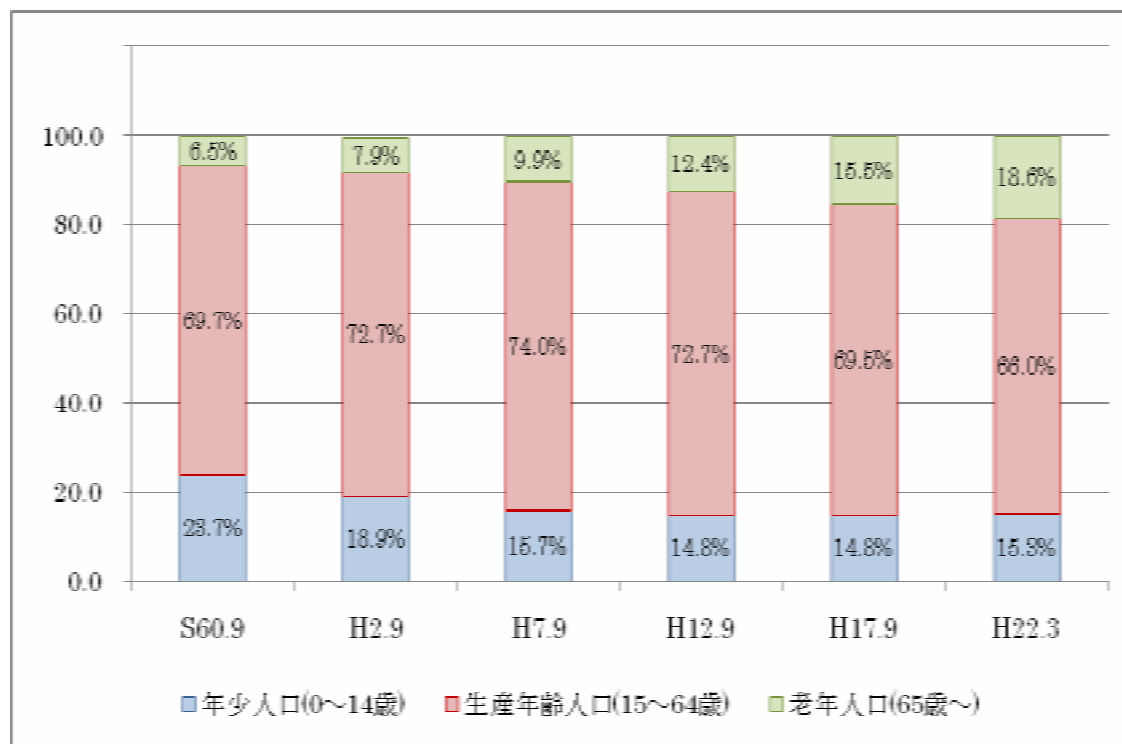
年齢別人口

平成 23 年 5 月 31 日現在



資料:住民基本台帳

年齢3区分別人口構成の推移



資料:住民基本台帳

昼間 流入・流出人口

昼間流入人口

(H17 年 1 月現在)

	就業者	通学者	総数
大阪府	40,908	8,573	49,481
大阪市	5,803	1,278	7,081
高槻市	13,278	1,803	15,081
吹田市	5,574	1,978	7,552
摂津市	3,391	492	3,883
豊中市	2,359	871	3,230
箕面市	2,080	527	2,607
枚方市	1,497	186	1,683
寝屋川市	1,244	78	1,322
府下その他	5,682	1,360	7,042
兵庫県	4,582	1,414	5,996
京都府	3,226	671	3,897
滋賀県	773	406	1,179
その他・県	1,048	402	1,450
総数	50,537	11,466	62,003

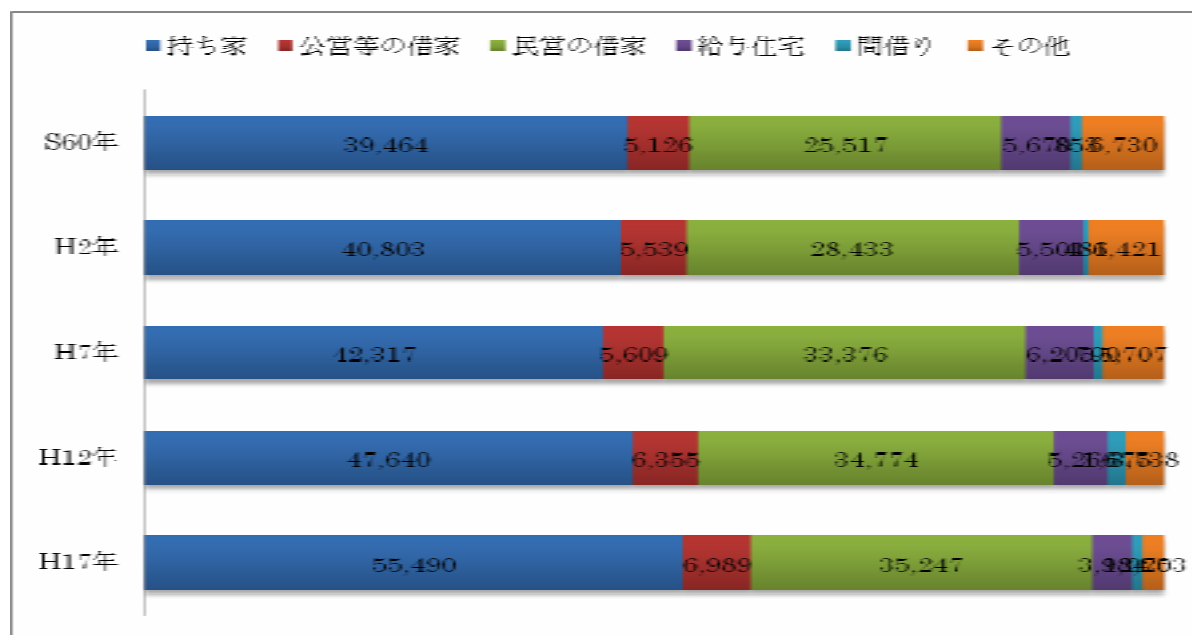
昼間流出人口

(H17 年 1 月現在)

	就業者	通学者	総数
大阪府	60,162	6,886	67,048
大阪市	30,085	1,874	31,959
高槻市	8,239	1,281	9,520
吹田市	5,866	1,721	7,587
摂津市	5,002	538	5,540
豊中市	2,274	202	2,476
箕面市	1,392	132	1,524
東大阪市	1,042	235	1,277
門真市	1,348	5	1,353
府下その他	4,914	898	5,812
兵庫県	3,748	740	4,488
京都府	4,841	1,599	6,440
滋賀県	672	250	922
その他県	1,131	130	1,261
総数	70,554	9,605	80,159

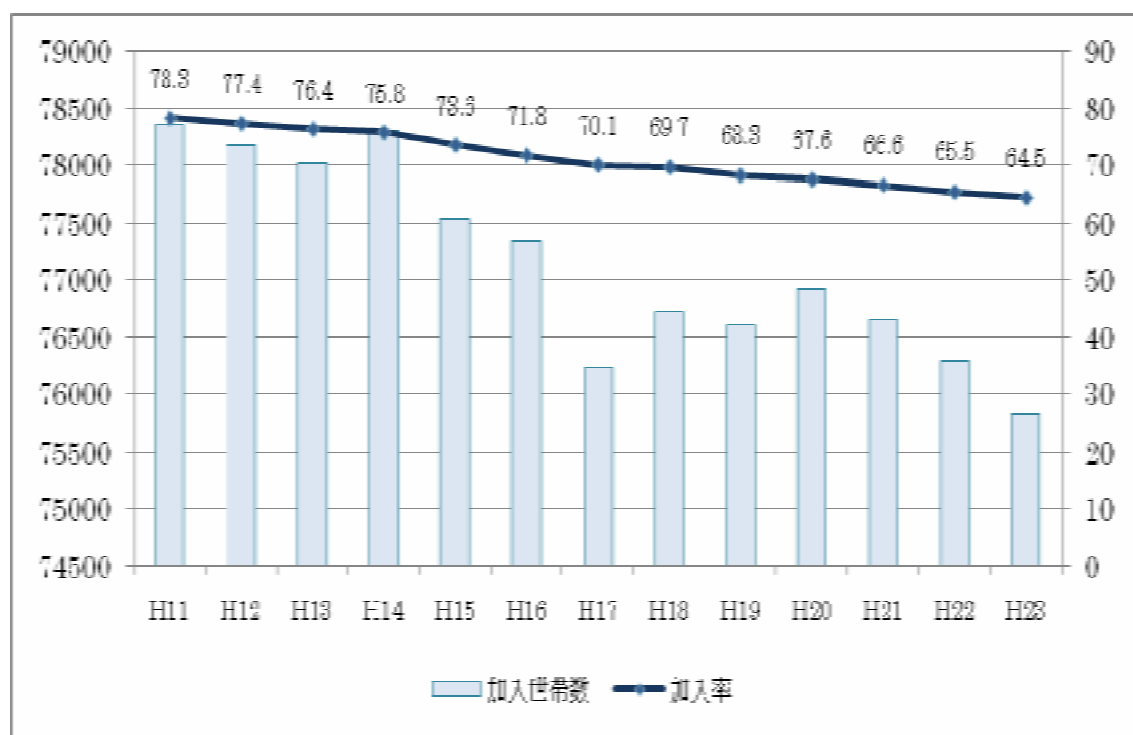
資料: 国勢調査他

住居形態の変化 世帯数と住宅所有の関係



資料: 国勢調査他

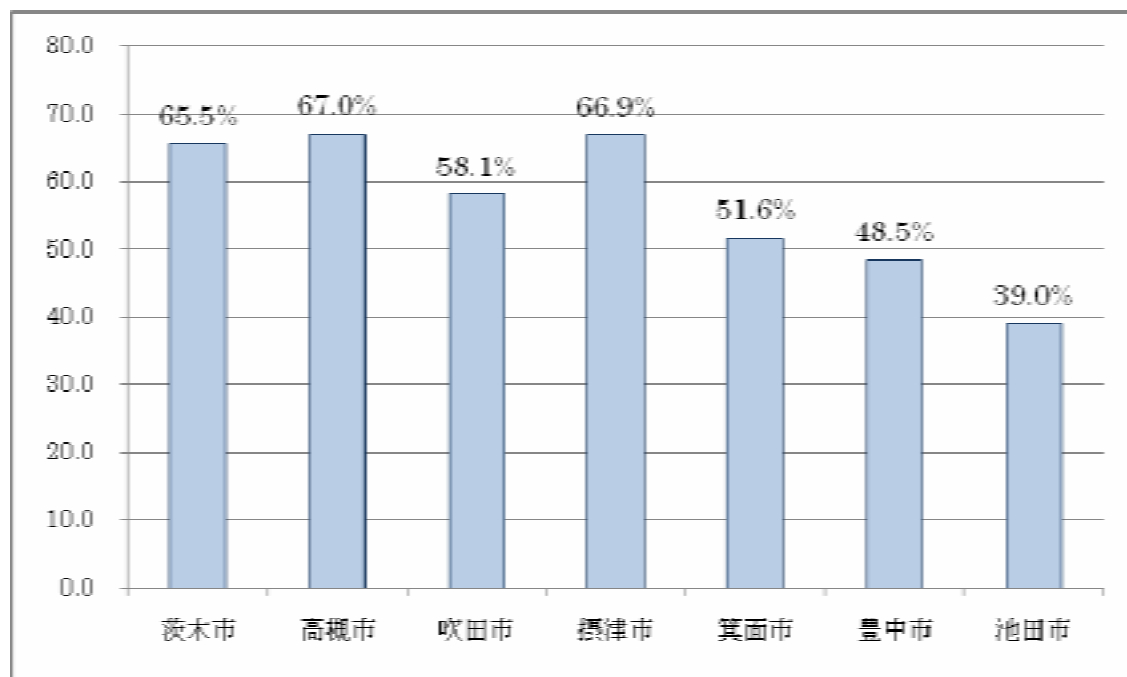
自治会加入率および加入世帯数の推移



資料:茨木市市民活動推進課資料

近隣市における自治会加入率

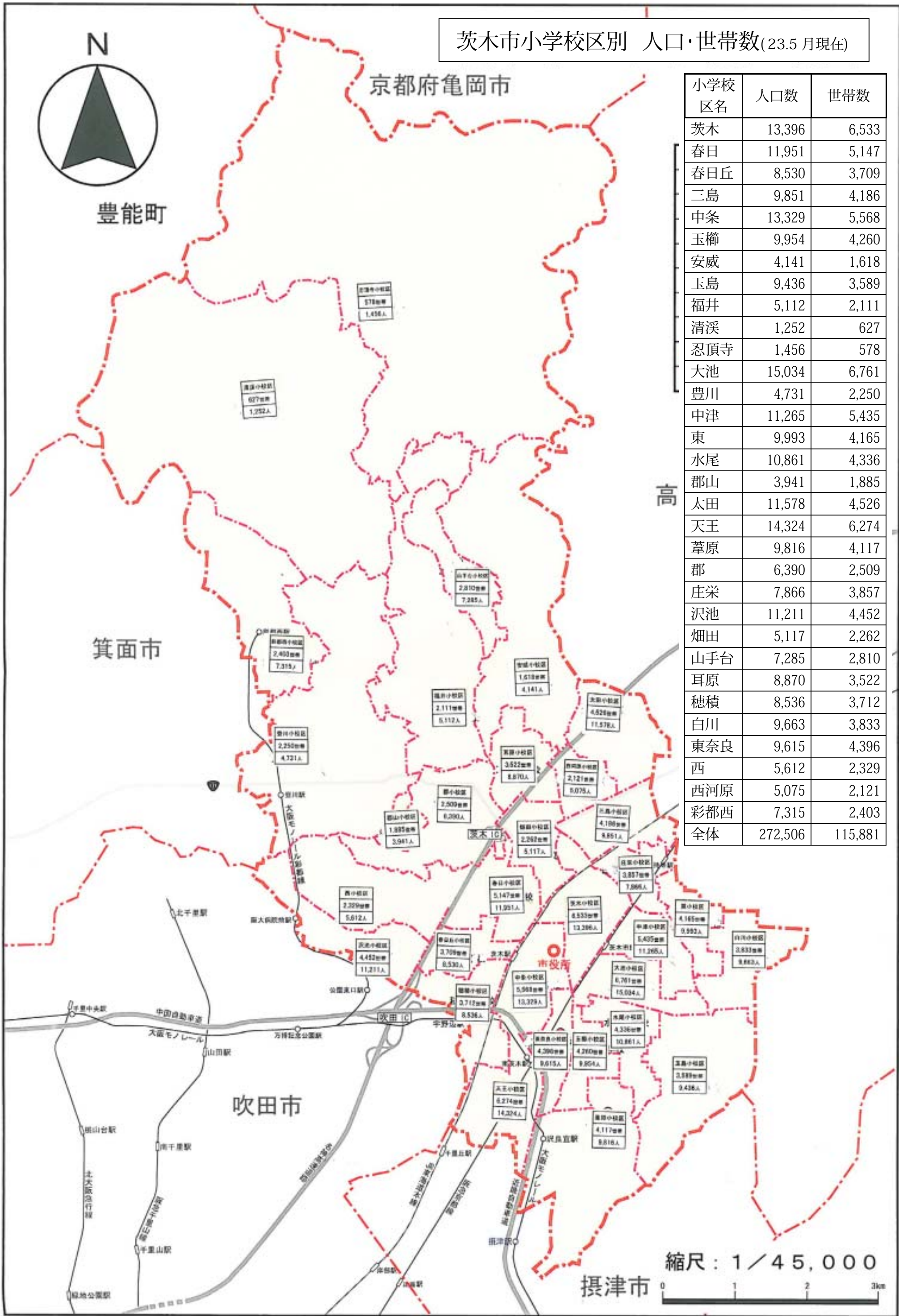
平成 22 年度



資料:茨木市市民活動推進課資料

茨木市小学校区別 人口・世帯数(23.5月現在)

小学校 区名	人口数	世帯数
茨木	13,396	6,533
春日	11,951	5,147
春日丘	8,530	3,709
三島	9,851	4,186
中条	13,329	5,568
玉櫛	9,954	4,260
安威	4,141	1,618
玉島	9,436	3,589
福井	5,112	2,111
清溪	1,252	627
忍頂寺	1,456	578
大池	15,034	6,761
豊川	4,731	2,250
中津	11,265	5,435
東	9,993	4,165
水尾	10,861	4,336
郡山	3,941	1,885
太田	11,578	4,526
天王	14,324	6,274
葦原	9,816	4,117
郡	6,390	2,509
庄栄	7,866	3,857
沢池	11,211	4,452
畑田	5,117	2,262
山手台	7,285	2,810
耳原	8,870	3,522
穂積	8,536	3,712
白川	9,663	3,833
東奈良	9,615	4,396
西	5,612	2,329
西河原	5,075	2,121
彩都西	7,315	2,403
全体	272,506	115,881



参照資料: 住民基本台帳 他

茨木市審議会等の会議の公開に関する指針

（趣旨）

第1 この指針は、茨木市情報公開条例（平成15年茨木市条例第35号。以下「条例」という。）第29条に規定する会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

（公開の対象となる会議）

第2 公開の対象となる会議は、市民、学識経験者等で構成され、法令、条例、規則又は要綱の定めるところにより、市の事務について審議、審査、調査等を行うために設置された機関（以下「審議会等」という。）の会議とする。

（会議の公開の基準）

第3 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

（1）会議において、次に掲げるいずれかの情報について審議する場合

- ア 個人に関する情報（条例第7条第1号）
- イ 法人等に関する情報（条例第7条第2号）
- ウ 任意の提供に関する情報（条例第7条第3号）
- エ 公共の安全等に関する情報（条例第7条第4号）
- オ 審議、検討等に関する情報（条例第7条第5号）
- カ 事務又は事業に関する情報（条例第7条第6号）
- キ 法令等の規定による情報（条例第7条第7号）

（2）会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

（公開・非公開の決定）

第4 審議会等の会議の公開・非公開の決定は、審議会等の長が当該会議に諮って行う。

2 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

（公開の方法等）

第5 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会場に傍聴席を設ける。

3 審議会等は、原則として事前に傍聴を希望する者のうちから先着順に予約を受け付け、傍聴を認めるものとする。

4 審議会等は、会議の開催時間中に、傍聴者を対象とした一時保育を実施するように努めるものとする。

5 審議会等の長は、公開する会議の審議に関して提出された資料を傍聴者が閲覧で

きるようにするものとする。

6 審議会等の長は、傍聴者の希望に応じて、前項の資料を傍聴者に配布することができる。

7 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に当たって守るべき事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

（会議開催の周知）

第6 審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の1週間前までに、会議開催について公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

2 審議会等は、第5第4項に定める一時保育の手続を行う場合は、会議開催予定日の3週間前までに、前項の公表を行うものとする。

3 会議の開催の公表は、掲示場への掲示、市ホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

4 会議開催の公表事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議名
- (2) 議題
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 傍聴定員
- (6) 傍聴手続の方法
- (7) 一時保育に関する事項
- (8) その他必要な事項

（会議録の作成）

第7 審議会等は、会議の終了後1か月以内に、会議録を作成するものとする。

（会議録の閲覧等）

第8 審議会等は、会議録及び会議資料等を市民の閲覧に供することにより、会議の結果を公表するものとする。ただし、第3各号に掲げる情報に係る会議録及び会議資料については、この限りでない。

2 会議の結果の公表は、市ホームページへの掲載、情報ルームへの設置等の方法により行うものとする。

（運用状況の公表）

第9 市長は、審議会等の会議公開の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

附 則

この指針は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この指針は、平成16年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この指針は、平成22年 4 月 1 日から実施する。